

補助額

(第3子以降)

		← 要する幼稚園保育料 →	
	年齢	保育料軽減事業補助金	保護者負担
第2階層～ 第4階層	3歳児～	10/10	無料
	5歳児		
第5階層	3歳児	1/2	1/2
	4歳児	1/3	2/3
	5歳児	軽減なし	10/10

(上記以外)

		← 要する幼稚園保育料 →	
	年齢	保育料軽減事業補助金	保護者負担
第2階層	第1子	10/10	無料
第3階層	3歳児～ 5歳児	第1子 (ひとり親世帯等を除く)	1/2
	ひとり親世帯等の第1子及び第2子	10/10	無料

※幼稚園就園奨励費補助金の対象となる方は、同補助金の補助限度額を差し引いた額を、保育料軽減事業補助金の補助基準額とします。

また、令和元年10月から実施される幼児教育の無償化に伴い、平成31年4月から令和元年9月までが対象になります。

※階層区分について

階層区分	世帯区分
第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯
第2階層	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）
第3階層	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯
第4階層	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯
第5階層	上記区分以外の世帯